

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方

やまなし多様性を認め合う共生社会づくり憲章（案）

No.	箇所	意見の内容(原文)	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
1	前段及び後段	<p>・前段 僅々の課題である気絶級の性差別社会により健康を蝕まれる人、命を奪われる人がいるこの社会、現状をしっかりと、前段では明記してほしい。</p> <p>（１）に続く（２）として、多様性が尊重されない社会は、その人を否定し、差別につながり、重大な人権侵害、犯罪にもつながります。家庭や職場、地域社会などで、固定的な性別役割分担意識を変え、人権が尊重される社会の実現を目指します。</p> <p>・後段 ?Fとして下記を追記してほしい。 固定的な性別役割分担意識をなくします。</p>	1	<p>【反映困難】 本憲章は、「山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例」に基づき、性別、年齢、障害や疾病の有無、国籍等にかかわらず、誰もが個人として尊重され、お互いに支え合い、安心して個性と能力を発揮し、自己実現できる共生社会を実現するために制定するものです。</p>